

施策 19 人権啓発の推進

〔現状と課題〕

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、性的少数者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者、犯罪被害者などに関するさまざまな人権問題が存在し、近年は、特に配偶者からの暴力、児童虐待、インターネットを用いた誹謗中傷や部落差別などの人権侵害が顕在化し、懸念されています。
- 同和問題については、国の特別措置法失効後、香川県人権・同和政策協議会意見具申を踏まえ、これまでの特別対策の成果が損なわれないよう、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、住民の生活の安定と向上を図るための施策を総合的に推進するとともに、県民の同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るための取組みを進めています。

令和元年に実施した県政世論調査では、日本の社会に同和問題、部落差別などといわれる問題があることを92%の人が知っていると回答しています。また、これまで見聞きした同和問題に関する差別について、「結婚問題での周囲の反対」「差別的な言動」「身元調査を実施すること」が高い割合を示しています。

2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されており、この法律の趣旨を踏まえ、引き続き啓発を推進するとともに、啓発活動の障害となる「えせ同和行為」の排除に取り組む必要があります。
- これまで、県、市町や各種団体で構成する香川県人権啓発推進会議を中心に、人権週間等節目となる機会をとらえて県民総参加の啓発活動を展開するとともに、マスメディアによる広報をはじめ、研修会、講演会の開催など、さまざまな啓発活動を実施してきました。しかし、昨今、その内容が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないことなどが指摘されています。
- 人権啓発を推進するに当たっては、今後とも、効果的な手法の採用、多様な機会の提供、県民参加の促進、実施主体間の連携、特定の職業に従事する者に対する研修の充実などに努めながら、さらに時代の変化に対応した啓発媒体の活用も検討する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 変化に対応した人権啓発の推進

- いじめや児童虐待、インターネット上での誹謗中傷など、人の人格や生命を尊重する意識が薄れてきていることから、人格や生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような取組みを進めます。
- 県民参加型の人権啓発イベントを国、市町、関係団体、NPOなどと連携して開催します。また、ボランティア団体やNPOなどによる啓発活動を促進し、県民が幅広く人権問題について主体的に考え、体験できる機会の充実に努めます。

- テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアのほか、インターネット空間における情報の価値が相対的に高まっていることから、啓発媒体としてインターネットを有効に活用するなど、変化に対応した啓発を推進します。
- 地域のコミュニティ施設である公民館や隣保館などが、住民に身近な人権啓発の拠点としての機能を十分に果たすことができるよう支援に努めます。また、人権啓発の拠点施設である香川県人権啓発展示室の利用の促進を図ります。
- 香川県人権啓発推進会議や香川県人権啓発活動ネットワーク協議会などとの連携を強化し、また、ボランティア団体やNPOなどの民間団体についても、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、協働の推進に努めます。
- 人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重されるすう勢にあることから、啓発資料の提供などを通じ、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。
- 啓発の中核的な役割を担う指導者等の養成や資質の向上に努めるとともに、各人権課題別の専門家などの情報を収集・整理し、その活用を図ります。

2 企業における啓発活動の支援

- 公正な選考採用の確保や差別事件の防止・根絶を図るため、国との連携協力のもと、研修講演会、リーフレットなどの配布、企業訪問などにより企業に対する啓発を行うとともに、企業における自主的な啓発活動が充実するよう支援に努めます。

3 特定の職業に従事する者に対する研修の充実

- 人権啓発の推進に当たり、公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実や情報提供などの協力を努めます。

4 えせ同和行為の排除

- 市町、法務局、警察など関係機関と密接に連携しながら、「えせ同和行為」に対する適切な対応などについて、事業主をはじめ広く県民に対して周知を行うなど、「えせ同和行為」の排除に向けた取組みに努めます。

施策20 人権・同和教育の推進

現状と課題

- 学校においては、幼児児童生徒一人ひとりを大切にした教育を進める中で、家庭や地域、校種間の連携を図りながら、各教科や道徳科、特別活動、総合的な学習（探求）の時間等で、発達段階に応じて、人権の意義や大切さを教えています。しかし、**子どもの学びが建前や心がけで留まっており、人権教育を通じて育てたい子ども像である「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」へつながっていない面が見られます。**
- 社会教育においては、学校や家庭、地域との連携を大切にしながら、公民館等での研修講座や人権講演会の実施、研修資料の配布等を行うことにより、人権教育の推進に取り組んでいます。しかし、近年、人権問題の複雑化・多様化が進む中であって、さらに総合的な推進が必要となっていること、研修内容について改善の必要があること等の課題が指摘されています。

取組みの方向

1 学校教育における人権・同和教育の推進

- 指導内容や方法の充実に努めることで、人権を尊重する意欲や態度を**高め自他の人権を守る実践行動できる子ども**を育成します。そのため、学校（園・所）においては、人権課題の当事者による講演会や人権フィールドワーク、参加型学習等の主体的に取り組む参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。
- 学校生活のあらゆる場を通して、自己をかけがえのない存在として認識できるよう、指導の充実に努めるとともに、人権が尊重され、安心して学ぶことのできる学校生活の環境づくりに努め、互いに認め合い、高め合う**ために行動**できる仲間づくりを推進します。
- 個々の児童生徒の課題解決に向けた支援の充実に努めるため、分かる授業の実践や個に応じた指導の工夫などを行い、また、問題行動の背景にある要因を多面的に分析し、その共有化を図ることにより、児童生徒の支援に当たります。
- 人権・同和教育を効果的に推進するため、基本的人権を尊重するという精神を高めながら、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取組みを推進します。

2 社会教育における人権・同和教育の推進

- 指導者の養成については、指導資料の充実に努めるとともに、実践に役立ち、指導力の向上につながるよう、研修内容の工夫、改善に努めます。
- 社会教育関係者などへの研修については、出席者が参加・体験できる学習形態を取り入れることにより、研修内容の工夫、改善を図るとともに、各市町教育委員会と連携して、研修会等への参加の促進に努めます。

施策21 人権擁護活動の充実

〔現状と課題〕

- **令和元年**に実施した県政世論調査では、人権侵害があった時、「何もせず、我慢した」と答えた人は**前回（平成27年）調査と同程度で51.2%**、「県庁・市役所・町役場・学校・隣保館に相談した」と答えた人は**前回調査と同程度で8.6%**にとどまっています。また、人権に関する悩みごとに対応するため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者など個別人権課題を扱う相談窓口のほか、人権問題全般に対応する人権相談窓口を設置していますが、この窓口への人権相談も年間**170**件程度で推移しており、これら相談機関の有効な活用を促進することが重要です。
- 人権意識の高まりにより、相談内容、相談者のニーズが複雑・多様化していることから、その場で解決まで至らないケースもあるため、関係機関の連携が重要になってきています。
- 結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査等を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の認知度は、**令和元年**に実施した県政世論調査では**1割程度**と低い状況です。県民の基本的な人権を擁護するため、部落差別につながる身元調査等は行わないよう、その周知徹底を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 人権相談・支援事業の充実

- 総合的な相談窓口として設置した県の人権相談窓口では、人権相談員が人権に関するさまざまな悩みごとについて、必要な助言や情報の提供を行うとともに、相談制度の周知に努めます。また、県民からの相談に対し、本人の意思を尊重しつつ、適切な機関への紹介、取次ぎが行えるよう、関係機関相互の情報交換や意見交換に努めます。
- 人権相談のうち法的な問題を含む相談については、弁護士による法律相談、また、差別的な取扱いや言動については、人権調整委員が公平中立の立場から双方の間に入り、話し合いが円滑に進むようあっせんに努めます。
- さまざまな相談に迅速かつ適切に対応できるよう、国・市町、警察、NPO等の民間団体などの関係機関と連携し、不当な差別などの人権侵害に苦しむ被害者の救済を図ります。特に、市町は県民にもっとも身近な相談窓口であることから、市町の相談事業に対しても情報提供、助言などの支援に努めます。
- 人権相談における相談事例の集約・分析を通して、人権を取り巻く現状や課題の把握に努め、人権教育・啓発に生かします。

2 隣保館における相談事業の支援

- 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決や自立支援のための地域の拠点である隣保館が実施する相談事業を支援するとともに、相談援助技術の向上など隣保館職員の資質向上に向けた研修の実施などに努めます。

3 部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底

- 県民や事業主に対し、研修会などさまざまな機会をとらえ、効果的な啓発手法を創意・工夫しながら、部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底を図るとともに、必要な指導・助言を行い、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止に努めます。